

議 会 資 料	承認第 3 号
税 務 課	

専決処分の承認を求めることについて（志摩市税条例の一部を改正する条例について）

1. 条例改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に可決成立し、この法律の一部の規定が令和7年4月1日施行となり、同日、改正法を適用させる必要があるため、志摩市税条例の一部を改正したものです。

また、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としております。

2. 改正条例の要点

①二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW (50cc 相当) 以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とする車両区分を追加します。

②マイナンバーカードと免許証の一体化の運用開始（軽自動車税種別割）

減免申請時に提示を求めていた運転免許証に加えて、マイナ免許証でも確認を可能とする改正を行います。

③特定マンションに係る減額特例の適用既定の新設

法律改正に伴い、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書がなくても、減額措置を適用できることとする規定を新設します。

3. 改正による効果等

新基準原付バイクの軽自動車税減税、マイナ免許証による減免申請の簡略化、特定マンションの固定資産税減額特例の簡素化により、対象となる納税者の負担軽減と利便性向上が期待されます。

志摩市税条例(平成16年志摩市条例第62号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は <u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は <u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 エ (略) (種別割の減免)	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は<u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は<u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 オ (略) (種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要と認めるものについては、その所有者に対して課する種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあって

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要と認めるものについては、その所有者に対して課する種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあって

は、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示

_____するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

_____有効期限並びに 運転免許の種類及び条

は、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条

件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24・25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24・25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の

<u>14</u> (略) <u>15</u> (略)	<u>適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15</u> (略) <u>16</u> (略)
---	--